

八・綾瀬川の『藻刈』について

真壁 志郎

一 はじめに

昭和五十一年、綾瀬川を地域総出で清掃をする写真※①が残されている。今では懐かしいこの光景だが、江戸時代から現代へと大きく時代が変わっても『藻刈』と呼ばれた村々の河川作業は連続していたのである。100年遡るだけの『村』社会が、互いに支え合いながら田畑を切り開いて耕し、独自に掟を定めて秩序をたもち、年貢・助郷を負いながらも時には願書や訴訟をもって幕府権力に対抗する活力あふれた生活をした事実も浮かび上がってくる。当時の村の生活を探求し明らかにすることで、今に続く特色ある地域社会への変貌のヒントが見出せるのではないだろうか。水本邦彦氏『村 百姓たちの近世』①に指摘されている江戸時代のリアルな村を、綾瀬川の藻刈を例にとりながら、支配権力との関係や村独自の取り決めで自治運営する村落の動向について考察してみたい。武州埼玉郡七左衛門村の概況を『新編武蔵風土記稿』②から要約する、

【七左衛門村 附持添新田】 七左衛門村ハ寛永ノ頃二七左衛門新墾ス……開発ノ後ヨリ御料所ナリ：高札場三ヶ所 小名 上組・四ツ谷・前谷・根郷・中組・下組 古綾瀬川：新綾瀬川添ヒ二水除ノ堤ヲ設ク：(略)

また、天保九年(1838)『村差出明細帳』③等によれば、

一御検地：酒井河内守様御掛り：武蔵国埼玉郡七左衛門村 御領・私領：

紀州様御鷹場御座候：鳩ヶ谷往來道：(略)

村高1140石余・家数74軒・寺3ヶ寺・名主2軒、寺院の境内以外に所有する持添地もあり新旧綾瀬川添い状況などの詳細な状況が記録されている。

二 相給村の特徴

七左衛門村にみられる相給村④は、旗本領の多い関東農村や公家寺社領などが集中する近畿農村に多く見られ、一村を複数領主が分有する形態である。村高は6給合計1140石⑤であり、内訳は天領654石(57%・大竹代官)と旗本知行5家486石(43%・長山・平岡・曾我・菅谷・中条)である。その特徴として、

① 百姓は一軒ごとに各領主に分有されており自分の所属領主がはっきり確定している。

② 相給領主の支配地は村域のあちこちに散在し、各領主の所属百姓も村落内に入り混じって生活している。

しかしながら、実際の農業経営や日常生活は村内で支障なく営まれ、神社や寺院も相給割にかかわりなく村の氏神であり、村の宗旨寺であり、村の集会所であった。複数領主へ村内の所領が分割され帳簿上ではバーチャルな村でも、村民生活は一体で執り行われている十分リアルな村なのである。

三 綾瀬川の普請と藻刈

さて、綾瀬川の藻刈の始まりは、天和元年（1681）関東代官伊奈半十郎により**綾瀬川流域150ヶ村**に対し**藻刈組合**の結成が指示されたことに寄っている。総延長は戸塚村から隅田口まで1万1513間半の規模である。それに先立つ寛永十一年（1634）幕府触書で全国を対象に「**悪水を滞らせず…竹木を蔓延させる事のある由聞え…村限り掘浚へ水草窄は、根とも掘り又は刈捨るべし**」⑥と材料や人足すべて村々の負担で施工する「**自普請**」を達している。幕府が事業費負担の「**御普請**」による自然改造の大規模土木事業を終え、今後の広域水利ネットワークを維持管理する手法として、流域村々を**藻刈組合**として組織し、川の流れを阻害する障害物清掃や環境維持のシステム化を目指したのである。

公共事業としての綾瀬川御普請について、松浦茂樹氏は『綾瀬川の歴史と現状』⑦で詳述されている。綾瀬川は、元荒川の洪水氾濫治水として備前堰により流れを分流し、元荒川と綾瀬川としたことに端を発している。

普請費用について、『文化六巳年三月 儀定証文之事』※①では、

一 此度綾瀬川御入用御普請願上候処、願之通り七ヶ村組合江被仰付候二付、浚出人足之義者惣百姓相談之上村中家別二而相勤…人足賃永無甲乙家別二割取候筈…**定式自普請**之義者仕来之通り…臨時御入用御普請并自普請共二以**来家別二而相勤可申候事…**(略)…

当時の水利について、松本精一氏が『江戸時代の農業水利の実態』⑧にも考察されている通り、文化六年（1809）議定でも、数ヶ村が組合村を構成して御普請での浚出人足が村毎に割り当てられ、人足賃は定められた軒数などで算出して徴収するとされている。又、「定式自普請」とあるように、毎年定期的な村負担で必要な維持管理をすることも約束している様子が判明する。幕府は御普請による大規模河川改修により生産基盤を確保し財政強化を目指し、村は自普請による權益の確保、生活向上と富の蓄積のため水運・水利用を考慮した水利ネットワークの点検保守を選択したのである。この**相互依存**こそが近世社会を安定発展させるキーワードとなりえるのではないかと思慮している。

その解明の手がかりとして七左衛門村も参加している安永六年（1777）『綾瀬川藻刈組合議定書』⑨が参考になり、この議定書から相給村の村内事情を反映した内部統制の一端が垣間見えている。当然、藻刈組合は近隣他村と組合を結成して協定するものであり、相給村の七左衛門村でも村を代表して対応する必要が生じてくる。証文には「綾瀬川藻刈一件之儀者、御料所役人引請相勤候筈」と記述され村内20名の連名で「私領名主」から「御領名主」へ対応を任せる村掟が約定されているのである。このように、村として対外的な交渉や村を代表する際には**御領名主が委任を受け、村を代表する名主として記名捺印**して年貢・人別・廻状・訴状などの村業務を差配して村内を統括していた事実が存在する。

四 藻刈の目的

では、具体的に藻刈とはどのような事業であろうか、同じく七左衛門村に残る『寛政元年七月 七ヶ村取替シ儀定証文之事』⑩の記述に注目してみる。

綾瀬川**藻刈組合**の小组合は、大間野村・越巻村・新兵衛新田・与右衛門新田・戸塚村・藤兵衛新田六村・七左衛門村の7ヶ村※②である。小组合として議定された内の一部に、

一 綾瀬川藻刈御役所江御願二罷出候路用雑用、縦日数相掛り候而茂此入用尅貫文 但シ伝右衛門河藻刈之儀者古来方御役所江願書不上ヶ御場処二而、
…(略)

一 綾瀬川藻刈丁場村々境掟二見数字等儘二相訳り候様二致置、…藻刈之節ハ村限り藻留致、左右出張柳等伐払藻草其村境二取揚ヶ可申候事、 但藻刈組合村々河附不刈、不精成村々有之候ハ七ヶ村方急度相糺シ可申候事…
…残ル村々入用助合惣代ヲ以御支配様御差図ヲ請 御奉行様迄茂罷出御願申上、急度相糺シ可申候…(略)

などの記述がある。

この寛政元年（1789）議定書の全体を要約すれば、

① **年3回**ほどの河川藻刈の実施を幕府に提出する。但し、地元の伝右衛門河は独自に開発した干拓地の悪水（排水）が目的のため、藻刈組合の対象から除外し単独で維持管理する。

② 幕府奉行所の現場視察・完了検査役人の宿泊費・船賃等費用を負担する。

③ 村ごとの**請負範囲（藻刈丁場）**を確認し、左右柳張り出し等刈り払い、刈った草等を村境に積み上げて検査をうける。

- ④ 費用は村々の相談で負担をとりきめる。
- ⑤ 各支配領主に報告・指示を受け幕府奉行所へ申請する等。

この記述により藻刈は、河川維持のための**基盤整備・清掃活動**であることが理解できる。川に繁もする**マコモ・葦**などが溜まり、**ゴミ**や河川敷から張り出す**柳**等、流水の支障物を取り除く作業を流域全体で実施する作業である。藻刈組合をはじめ目的に応じ大小無数の組合が組織された記録が残っている。

五 村議定と藻刈
更に、村内においても藻刈が**特別な事業**として認識されていることが示された史料を同村文書から見出した。

『明和三年正月 四ツ谷前一組成議定証文之写』※③

相究申議定一札之事

一 高四百弍拾弍石尅斗九升五合五勺 但シ上組・四ツ谷組・前谷組三組高

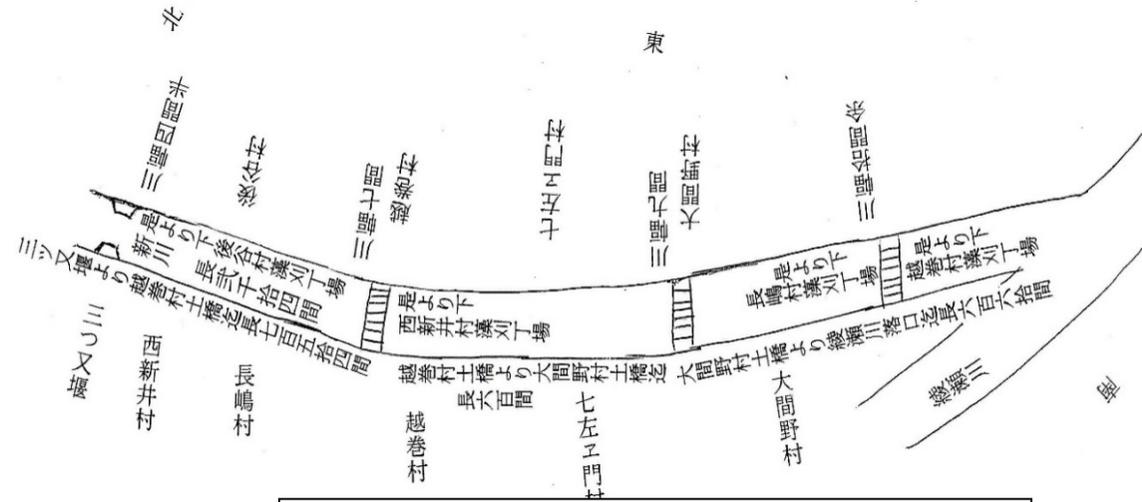
一：綾瀬川藻刈之節御奉行様方須田落口迄村々**藻刈丁場**有無見分致し候様二被仰付、舟二而見分致候、此義

昼中食為代村方江割出し候得とも…尤船賃之義者五ヶ村并二割合請差出し可申候、外入用之義者百姓困窮二付、此度村役人中頼入申…(略)

明和三年(1766)議定書は、村内の組において組の統合を図り経済的な負担を減らす目的で組編成した覚書であるが**藻刈が重要として引継いでいる**。

六 まとめ

七左衛門村は、帳簿上は支配領主6給の複雑な相給村の性格を有しているが、**実態は領主の配分割合により正確に帳面上区分されている**。相給村といえども村高と村域を確定された関係は全国の村支配と何ら変わらないのである。



⑪藻刈丁場図 宝暦11年 解説：加藤 幸一氏

一方、村の氏神・寺院・集会所などは村として共同利用し、対外的には御領名主が村を代表して納税・人別・宗門改を処理し、私領名主も含め村役人を束ねて村内を統括する。生産活動と村民生活は一体で行われ他村との決定的違いは見受けられない。その中であって特徴的なことは綾瀬川との関係が存在しており、藻刈組合村の仲間として対応が議定書にあらわれていたことである。

七左衛門村の井出家文書・松沢家文書は藻刈の実体が解明できる貴重な史料であることが確認できた。

- ① 幕府は河川整備・支配統制・犯罪摘発など広域に複数領主を支配する。
- ② 村は幕府権力の威光を利用して領主間や近隣他村との権利調整を図る。
- ③ 幕府と村はお互いに相互依存の関係を保ちながら制御されている。

いづれにしても、七左衛門村の藻刈議定書を手掛かりに検討した『村』のイメージは、支配形態に相違はあるが、帳簿上で分割された百姓が共同して生活秩序を維持していた実態が解明できた。幕府権力に依存しながら、独自に決めたルールに従い**近隣関係の維持**に努めた日常生活を過ごしていたのである。

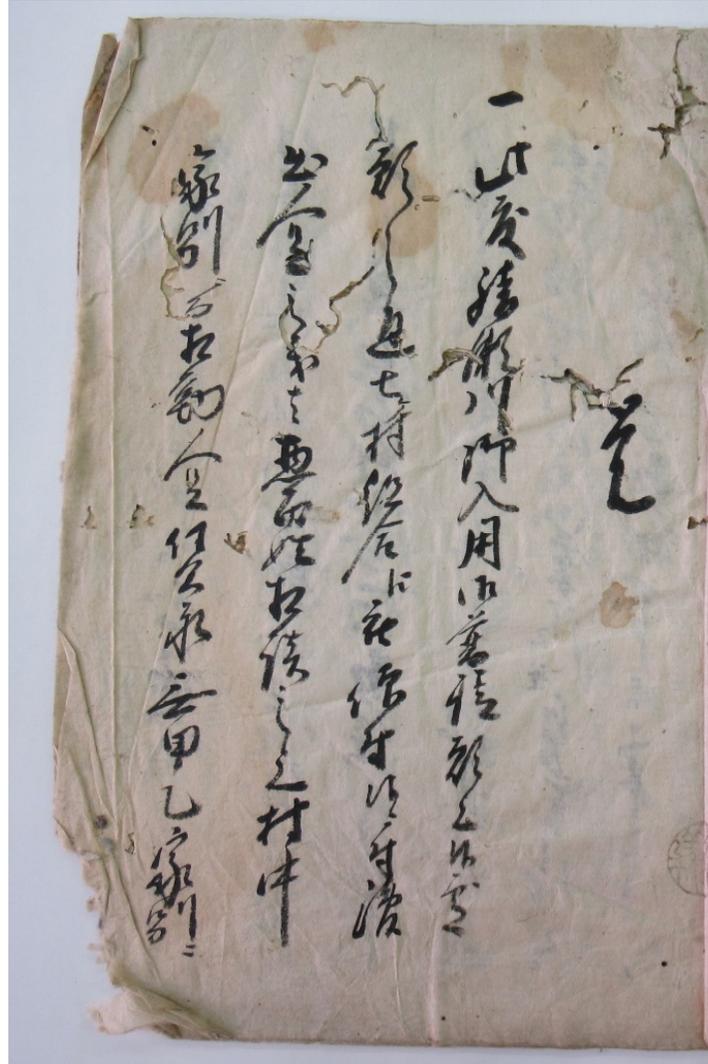
【添付資料】

- ※① 『文化六巳年儀定』と『綾瀬川の清掃』写真 越谷市デジタルアーカイブ
- ※② 『綾瀬川通り流域絵図』と『七左衛門村絵図』越谷市デジタルアーカイブ
- ※③ 『四ツ谷前組一組成証文之写』写真と解説 井出家文書 越谷市図書館蔵

【参考文献】

- ① 水木 邦彦 『村 百姓たちの近世』 岩波新書 2015年
- ② 『新編武蔵風土記稿』 第七巻 雄山閣 1996年
- ③ 『村差出明細帳』越谷市史三 井出家文書 越谷市図書館蔵
- ④ 『五給所寄高帳』越谷市史三 井出家文書 越谷市図書館蔵
- ⑤ 『旧高旧領取調帳』 国立歴史民俗博物館データベース
- ⑥ 『越谷の河川と用水』越谷市史一 越谷市図書館蔵
- ⑦ 松浦 茂樹 『綾瀬川の歴史と現状』 水利科学360号 2018年
- ⑧ 松本 精一 『江戸時代の農業水利の実態』 農業農村学会 2009年
- ⑨ 『綾瀬川藻刈組合議定書』越谷市史三 井出家文書 越谷市図書館蔵
- ⑩ 『寛政元年七ヶ村取替シ儀定証文』越谷市史三 越谷市図書館蔵
- ⑪ 『藻刈丁場図』宝暦十一年 新川筋絵図面 解説 加藤 幸一

文化6巳年 綾瀬川御普請 覚



S 51 綾瀬川の清掃



添付資料※① 綾瀬川の風景

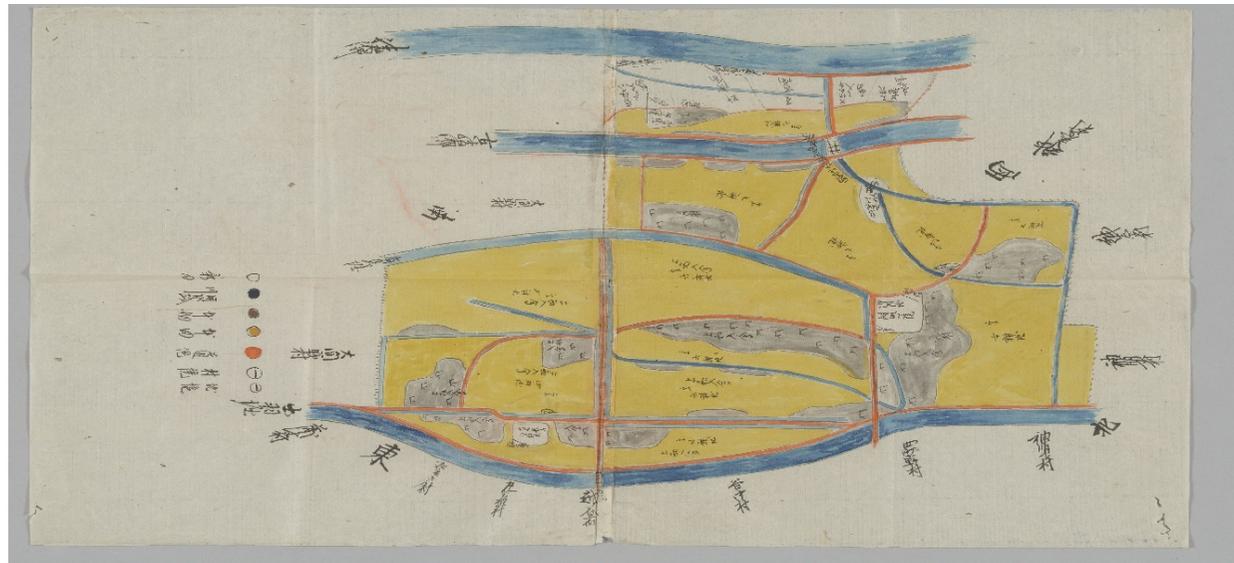
【綾瀬川通り流域絵図 部分】 文政 13 年（復刻版）

出典：越谷市デジタルアーカイブ



添付資料※②

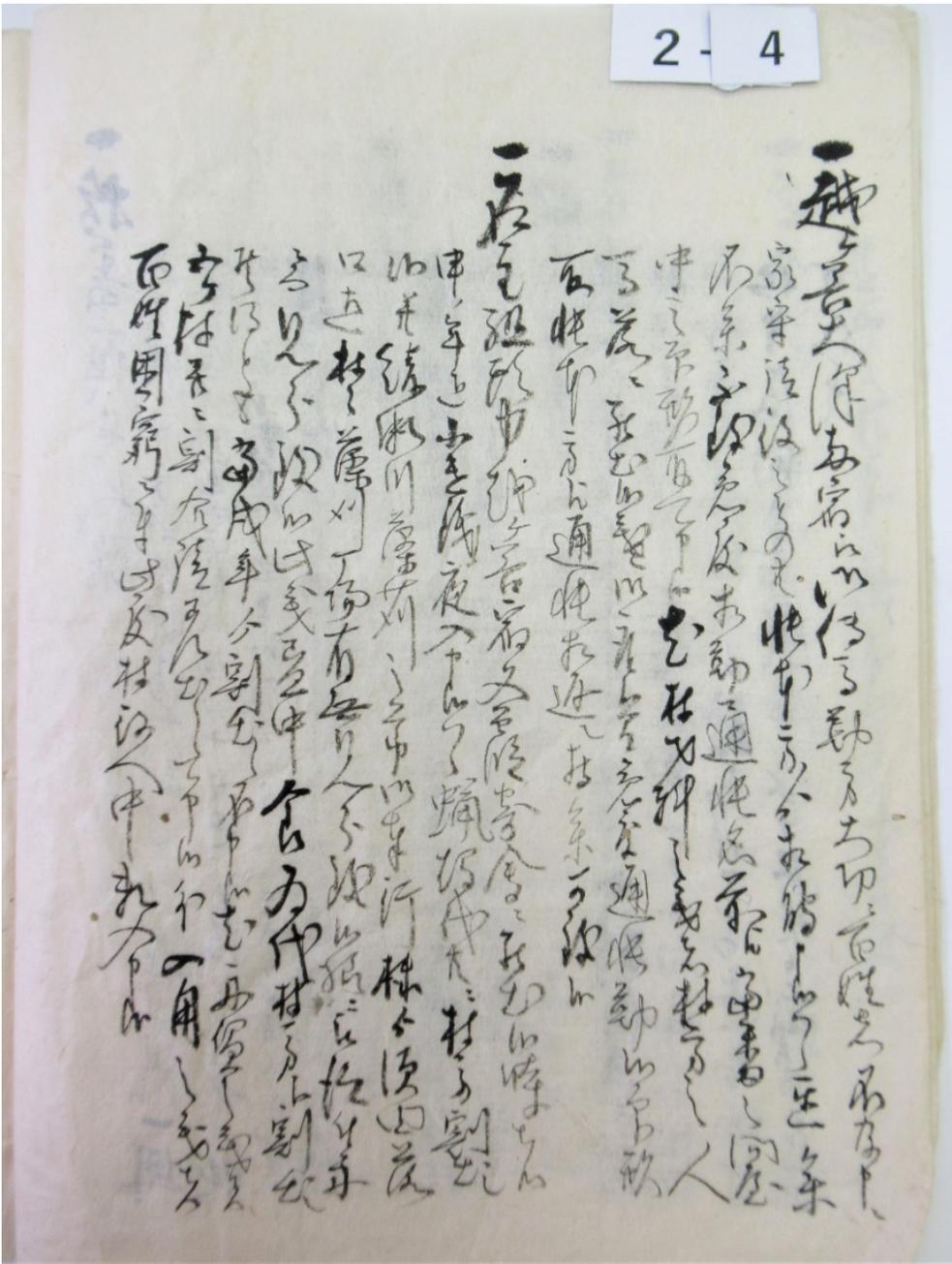
【七左衛門村絵図】
明治初期



丙 明和三年戊正月

四ツ谷前一組成議定証文之写

埼玉郡越ヶ谷領 七左衛門村



【部分 解読】

一越ヶ谷・大沢両宿江御伝馬勤方大切二、百姓者不及申二家守請役之もの共帳本方方相触申候ハ、
 遅参不参不致急度相勤、通帳名前江当番之問屋中之印形取可申候、尤村才料之義者村方之人馬落
 二罷出候義ニ御座候間、急度通帳勤候印形取、帳本方江通帳相返し持参可致候

一名主・組頭中越ヶ谷宿又霞寄会ニ罷出候時者、申ノ年迄小遣銭、夜入申候ハ、蠟燭代共ニ割出シ
 候、并綾瀬川藻刈之節御奉行様方須田落口迄村々藻刈丁場有無見分致候様ニ被仰付、舟ニ而見分
 致候、此義昼中食為代村方江割出し候得とも、当戌年方割出し不申候、尤舟賃之義者五ヶ村并二
 割合請差出し可申候、外入用之義者百姓困窮ニ付、此度村役人中頼入申候